

大木町男女共同参画学習活動助成金交付要綱

平成27年4月16日

告示第32号

改正 平成31年1月4日告示第1号

令和2年3月13日告示第11号

(目的等)

第1条 この要綱は、大木町が男女共同参画学習活動を行う者に対し、当該活動に必要な経費の一部を助成することを目的とし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、大木町補助金交付規則（平成17年大木町規則第6号）の定めるところによる。

(対象者等)

第2条 助成金の交付対象となる者、活動、経費及び助成金の額は、別表のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大木町男女共同参画学習活動助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、これらを町長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、大木町男女共同参画学習活動助成金交付決定通知書（様式第2号。次条において「通知書」という。）を申請者に送付することにより通知するものとする。

(実績報告)

第5条 前条の規定により通知書を交付された申請者（以下「交付決定者」という。）は、事業が終了したときは、速やかに大木町男女共同参画学習活動実績報告書（様式第3号）に、別表の事業区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ添付書類の欄に掲げる書類を添えて、これらを町長に提出しなければならない。

(額の決定等)

第6条 町長は、前条の規定により大木町男女共同参画学習活動実績報告書及び添付書類が提出されたときは、当該書類を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で別表の事業区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ助成金の額の欄に掲げる額を助成金の額として決定し、大木町男女共同参画学習活動助成金交付額決定通知書（様式第4号）を当該交付決定者に交付することにより通知するものとする。

（請求）

第7条 交付決定者は、助成金の交付を請求しようとするときは、大木町男女共同参画学習活動実績報告書に大木町男女共同参画学習活動助成金交付請求書（様式第5号。次条において「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

（交付）

第8条 町長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、請求書に記載された振込先に助成金に相当する額を入金することにより助成金を交付するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

改正文（平成31年告示第1号）抄

公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

改正文（令和2年告示第11号）抄

令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	対象者	対象活動	対象経費	助成金の額	添付書類
活動助成事業	本町に住所を有する者又は本町に所在する事業所等に勤務する18歳以上の者3人以上で構成された団体	①男女共同参画に関する啓発及び学習活動 ②男女共同参画に関する相談活動 ③男女共同参画に関する調査及び研究に関する活動	①講師謝金等 ②会場借上料 ③調査費 ④資料代 ⑤通信運搬費 ⑥印刷費 ⑦消耗品費	予算の範囲において、毎年度1回とし、事業費の9/10以内で100,000円を限度とする。この場合において、1,000円未満の金額は切り捨てる。	①支出したことを証する書類 ②その他参考となる資料
研修会等参加助成事業	本町に住所を有する者又は本町に所在する事業所等に勤務する18歳以上の者	国又は地方公共団体が主催し、共催若しくは後援する男女共同参画に関する会議、フォーラム、シンポジウム等への参加	交通費	予算の範囲において、1人につき毎年度3回以内、公共交通機関利用相当額とし、25,000円を限度とする。	①参加したことを証する書類 ②その他参考となる資料
			宿泊費	予算の範囲内において、1人につき毎年度1回に限り5,000円を限度とする。	領収書の写し